

流域下水道条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第92号

流域下水道条例

流域下水道設置条例（昭和55年岩手県条例第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、流域下水道の設置、構造及び維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第4号に規定する流域下水道（以下「流域下水道」という。）を次のとおり設置する。

名称	処理区	処理区域
北上川上流流域下水道	都南処理区	盛岡市 岩手郡雫石町 岩手郡滝沢村 紫波郡矢巾町
	花北処理区	花巻市 北上市
	胆江処理区	奥州市 胆沢郡金ヶ崎町
磐井川流域下水道		一関市 西磐井郡平泉町

（構造の基準）

第3条 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

（1）排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の基準

ア 堅固で耐久力を有する構造とすること。

イ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。

ウ 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

エ 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

オ 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

（2）排水施設の構造の基準

ア 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させること

ができるものとする。

イ 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

ウ 暗渠^{くみり}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

エ 暗渠^{くみり}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠^{くみり}の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

オ ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

(3) 処理施設（終末処理場であるものに限る。以下同じ。）の構造の基準

ア 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

イ 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

2 前項の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道

(終末処理場の維持管理)

第4条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による流域下水道の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(4) 臭気^{くみり}の発散及び蚊、はえ等の発生^{くみり}の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(5) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。